

大口町老人ホーム入所措置等事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第11条の規定による養護老人ホーム及び特別養護老ホームの入所措置（以下「入所措置」という。）又は養護受託者への養護の委託措置（以下「養護委託措置」という。）に関する事項について定めるものとする。

(基準)

第2条 法第11条第1項第1号及び第2号の規定による施設への入所措置は、老人ホームへの入所措置等の指針について（昭和62年1月31日付け社老第8号厚生省社会局長通知）第3条に規定する入所措置基準（以下「措置基準」という。）に該当する場合に行うものとする。

(措置決定等)

第3条 入所措置の決定に係る事務については、次によるものとする。

- (1) 町長は、入所措置が必要と認められる者について、老人ホーム入所判定審査票（様式第1。以下「審査票」という。）を作成し、大口町高齢者サービス調整会議設置条例（平成26年大口町条例第37号）に基づき設置する大口町高齢者サービス調整会議（以下「調整会議」という。）に判定を依頼するものとする。
- (2) 調整会議は、措置基準に基づき、入所させようとする者の健康状態、日常生活動作の状況、精神の状況、家族・住居の状況等について、審査票に基づき総合的に判定を行うものとする。
- (3) 調整会議は、判定結果を審査票に記載の上、町長に報告するものとする。
- (4) 町長は、入所措置の判定が困難な場合には、審査票及びその他参考資料を付して愛知県民生部長に協議し、助言を求めることができる。
- (5) 町長は、前2号による報告又は助言を考慮して、入所措置の要否を決定するものとする。
- (6) 町長は、入所措置をした者（以下「入所者」という。）及び当該入所者の属

していた世帯に対し、入所措置完了後においても必要な調査及び指導を行うものとする。

(措置変更等)

第4条 入所措置継続の要否の決定に係る措置変更等の事務については、次によるものとする。

- (1) 町長は、原則として毎年4月1日現在の入所者全員の日常生活動作等の状況を把握するため、同月末日までに施設長から老人ホーム入所者状況報告書兼入所継続判定審査票(様式第2。以下「状況報告書」という。)の提出を求め、措置基準により入所継続の要否を総合的に見直すものとする。
- (2) 町長は、入所継続が必要と認められる者について、その旨を施設長に報告するとともに、前号により措置基準に適合しないとみなされる者については、状況報告書により調整会議に判定を依頼するものとする。
- (3) 前号により判定を依頼された調整会議は、判定結果を状況報告書に記載の上、町長に報告するものとする。
- (4) 前条第4号及び第5号の規定は、入所措置の継続の判定が困難な場合について準用する。この場合において「入所措置」とあるのは「入所措置の継続」と、「審査票」とあるのは「状況報告書」と読み替えるものとする。
- (5) 町長は、入所措置の継続を要しないと決定した者については、当該入所措置の解除又は変更の手続きを行うものとする。

(65歳未満の者に対する措置)

第5条 町長は、法第11条第1項の規定にかかわらず、同項各号のいずれかに該当する者で入所措置が必要と認められるものは、60歳以上65歳未満の者であっても入所措置を行うことができる。

2 前項の規定にかかわらず法第11条第1項各号のいずれかに該当する者のうち次の各号のいずれかに該当する者は、60歳未満の者であっても、入所措置を行うことができる。

- (1) 老衰が著しく、かつ、生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める救護施設への入所要件を満たしているが、救護施設に余力がないため、これに入

所できないとき。

(2) 若年認知症に該当するとき。

(3) 配偶者（60歳以上のものに限る。）が入所措置の決定を受け、かつ本人が入所基準に該当するとき。

（養護委託措置の基準）

第6条 町長が、法第11条第1項第3号に規定する養護委託措置を行う際の基準は、措置基準のほか次の基準による。

(1) 養護委託措置しようとする者の身体又は精神の状況、性格、信仰等が養護受託者の生活を乱す恐れがないとき。

(2) 養護受託者が、養護委託措置をしようとする者の扶養義務者でないとき。

2 第3条の規定は、養護委託措置の決定の事務について準用する。この場合において「入所措置」とあるのは「養護委託措置」と読み替えるものとする。

（養護委託措置の手続）

第7条 町長は、養護委託措置の決定に当り、あらかじめ次のことを行うものとする。

(1) 養護受託者に対し、養護委託措置をしようとする者の健康状態、経歴、性格、信仰等を知らせること。

(2) 養護委託措置をしようとする者と養護受託者を面接させること。

(3) 養護委託措置をしようとする者と養護受託者双方が、当該養護委託の措置について合意に達していることを確認すること。

2 町長は、養護委託措置を決定したときは、養護受託者に対し、次の事項を文書より通知するものとする。

(1) 処遇の範囲及び程度

(2) 委託費の額及び経理の方法

(3) 養護委託措置を受けている者又は養護受託者が、当該養護委託措置の実施にあたり損害を被った場合については、町長はその賠償責任を負わないこと。

(4) 町長が養護受託者に対して、当該養護委託措置に関して必要な指導をしたときは、この指導に従わなければならないこと。

3 第4条の規定は養護委託措置の変更の事務について準用する。この場合において「入所措置」とあるのは「養護委託措置」と、「入所者」とあるのは「養護委託措置をした者」と、「施設長」とあるのは「養護受託者」と、「措置基準」とあるのは「措置基準及び第5条第1項各号に定める基準」と読み替えるものとする。
(措置の廃止)

第8条 町長は、入所措置又は養護委託措置について、当該措置を受けている者が次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちにその措置を解除するものとする。

- (1) 措置基準に該当しなくなったとき。
- (2) 病院への入院その他の事由により、入所措置又は養護委託措置をしている施設又は家庭以外の場所で生活する期間が、3月以上にわたることが予想される
とき、又は3月を超えたとき。

(その他必要事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要事項は、町長が別に定める。

附 則 (平成5年3月31日大口町訓令第23号)

この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月30日大口町訓令第2号)

この訓令は、告示の日から施行する。

附 則 (平成31年3月27日大口町訓令第3号)

この訓令は、告示の日から施行する。